

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 1 項の施設

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	【1,000m²超】 ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
集会場等	集会場、公会堂、葬祭場 等	
展示場	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 等	
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等	自動車教習所、学習塾 等	